

〈4頁のアセスメントシートの活用について〉

「文京区関係者用ヤングケアラー相談・支援窓口一覧」添付資料

- 1. 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか** に複数の団が付く場合、子どもの権利が侵害されている可能性があります。
- 4. 子ども本人の認識や意向も確認し、「話」ができる場や不安の軽減の支援につなげることが必要です。**

虐待が疑われる

① 健康に生きる権利

③ 子どもらしく過ごせる権利

に団が多い



子ども家庭支援センター

② 教育を受ける権利 に団が多い



教育センター

※ 窓口一覧を参照しながらつないでいきましょう。

- 2. 家族の状況** の ②特にいない ③特にしていない 以外に団が付く場合、ヤングケアラーである可能性、またはヤングケアラーになる可能性があります。
とくに、**3. の②子ども自身がサポートに費やしている時間** が長い場合は、ケアの負担を軽減する支援につなげることが必要です。

②「高齢」
に団あり

②「幼いきょうだいが多い」
に団あり

②「経済的に苦しい」
に団あり

②「障害がある」
に団あり

②「疾病がある」
「精神疾患がある」
に団あり

②「親が多忙」
「生活能力・養育力が低い」
に団あり

- ・高齢者あんしん
相談センター
- ・高齢福祉課
- ・介護保険課 など

子育て支援課 など

生活福祉課 など

- ・障害者基幹相談
支援センター
- ・障害福祉課 など

- ・保健サービスセンター
- ・予防対策課
- ・基幹相談支援センター
など

子ども家庭支援センター
など

緊急の場合（虐待疑い）を除いて、本人や家族の意思を尊重して支援を進めましょう。支援を望まない場合でも、意思決定のサポートや孤立させないことが重要です。